

公益社団法人黒石青年会議所運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人黒石青年会議所定款に基づき、本会議所の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2章 役員の職務

(理事長)

第2条 理事長の職務については、定款に定める所務のほか次のとおりとする。

- (1) 本会議所の事業計画の立案及びその実施。
- (2) 総務財政に関する一切の事務及び事務局の管理を行ない、本会議所の事務を円滑ならしめる。
- (3) 本会議所の対外的活動に対する一切の問題の処理。
- (4) 本会議所を代表して、行政機関、関係団体等への折衝並びに応接。

(副理事長)

第3条 副理事長は、理事長の指示のもとに理事長職務のうち(1)(3)(4)を分掌する。

(専務理事)

第4条 専務理事は、理事長の指示のもとに理事長職務の(2)を分掌する。

(理事)

第5条 理事は理事会に出席し、本規程第8条に定める事項を審議処理するとともに理事長の指示のもとに理事長職務を分掌する。

(監事)

第6条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 本会議所の財産、会計状況の監査及び業務執行状況の監査。
- (2) 前号における不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするため必要のある時は、理事会の招集を請求すること。

第3章 会議

(議事録)

第7条 総会議事録については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第57条1項施行規則第11条3項に従い、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 次に掲げる規定により総会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要

イ法第七十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ロ法第七十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ハ法第百二条

ニ法第百五条第三項

ホ法第百九条第一項

ヘ法第百九条第二項

(4) 総会に出席した理事、監事の氏名

(5) 総会の議長が存するときは、議長の氏名

2 理事会議事録については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条3項施行規則第15条3項に従い、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所

(2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ法第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ法第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの

ハ法第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ法第百一条第三項の規定により監事が招集したもの

(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要

イ法第九十二条第二項

ロ法第百条

ハ法第百一条第一項

(6) 法第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、理事長（法第二十一条第一項に規定する代表理事をいう。第十九条第二号ロにおいて同じ。）以外の理事であって理事会に出席したものの氏名。

(7) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(理事会の議決事項)

第8条 理事会は、次の事項を審議し議決する。

(1) 定款及び諸規程に関する事項。

(2) 総会、理事会及び例会に関する事項。

(3) 理事長、副理事長、専務理事の選任及び解任に関する事項。

(4) 会員異動に関する事項。

(5) 事業計画及びその執行並びに事業報告に関する事項。

(6) 室及び委員会の設置並びに編成に関する事項。

(7) 室及び委員会活動の助長並びにその調整に関する事項。

(8) 会員の増強並びに資質向上に関する事項。

(9) 広報活動に関する事項。

(10) 褒賞に関する事項。

(11) その他特に必要と認められる事項。

(理事会の運営)

第9条 理事会の議事の運営は、理事会議事運営細則に定める。

第4章 例会

(開催日)

第10条 例会は、原則として毎月18日に開催する。但し、理事会の決議によりこれを変更することができる。

第5章 委員会

第11条 定款に基づいて、本会議所の事業の企画実行のため、室又は委員会を設置する。

2. 室又は委員会の編成、名称、業務及び構成員は、理事会で議決する。

(委員会に関する事項)

第12条 委員会は毎月1回以上会合を持ち、独自の事業計画の確立と年度当初の事業計画の実施の推進母体となる。

2. 委員会の構成は次の通りとする。

委員長1名 副委員長1名 委員若干名

3. 委員長は、理事として委員会を代表し、その活動を統括する。

4. 副委員長は、役員以外の会員より委員長が任命し、委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。

第6章 褒賞

(表彰)

第13条 本会議所の活動に対して顕著な功績が認められた室、委員会、会員を、理事会の議決により表彰することができる。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。